

最終更新日: 2015年6月30日

ケイティケイ株式会社

代表取締役社長 土岐 勝司

問合せ先: 常務取締役管理本部長 木村 裕史

証券コード: 3035

<http://www.ktk.gr.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

「会社は株主のものであり、会社の目的は株主利益の最大化である」が株式会社の原則であり、株主から会社経営の委託を受けた取締役は、株主に対して忠実義務と善管注意義務を負っているものと理解しております。取締役がこの受託責任を全うするためには、取締役の業務遂行を監視する制度を整備することおよび株主に対して会社の経営状態を的確に報告することが重要であると考えております。そこで、当社は、取締役会において十分な議論を尽くすことにより取締役相互の監視を行うこと、監査役制度の機能充実および開かれた株主総会の実施による株主への情報提供の強化を今後の企業統治の中心的な課題として取り組んでいく方針であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
加藤道明	870,200	14.81
青山英生	777,800	13.24
青雲堂株式会社	440,000	7.49
名古屋中小企業投資育成株式会社	400,000	6.81
川島和之	229,000	3.90
青山正幸	183,000	3.11
伊藤主計	175,000	2.98
青山知広	170,000	2.89
ケイティケイ株式会社	152,861	2.60
青山深雪	130,000	2.21

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	8 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査は、社長直轄の内部監査室(2名)が担当しております。内部監査室は、年度ごとに内部監査計画書を策定し、社長の承認を受けた内部監査計画に基づき、書類監査又は実地調査もしくはこれらの併用によって実施しております。内部監査後は、社長に内部監査報告書を提出し、社長が改善が必要と認めた事項については、被監査部門に改善命令を行っております。被監査部門には、改善計画の作成と実施状況について改善命令処置報告書にて報告させております。

監査役監査につきましては、監査役会の定めた監査役監査の基準、監査方針、監査計画に基づき、各監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、取締役及び内部監査室から職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、主要な事業所及びグループ会社において業務及び財産の状況、法令等の遵守体制、リスク管理体制等の内部統制システムが適切に構築され運用されているかについて監査を行っております。

監査役と内部監査室との連携につきましては、内部監査計画策定時に意見交換を行い、効率的な監査の実施に努めるとともに、内部監査室は監査役会に対して内部監査結果の報告を行うほか、内部監査室の実地調査に監査役が同行するなど、相互連携による効率的かつ有効な監査を実施しております。

内部監査室、監査役及び会計監査人との連携につきましては、随時、会計監査人である五十鈴監査法人との会合を行い、監査計画及び監査報告書を受領し、それぞれにつきその都度説明を受け、意見交換を行っております。また、会計監査人による当社の事業所及び関係会社の往査に内部監査員と監査役が同行するなど、相互連携による効率的かつ有効な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
脇之蘭 修	他の会社の出身者						△			△				
長井 和男	他の会社の出身者													
鈴木 智洋	弁護士								○					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
脇之蘭 修	○	・過去において、当社主要取引銀行である株式会社東海銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行)に勤務。 ・過去において、当社株主である名古屋中小企業投資育成株式会社に勤務。	他社での取締役経験があり、豊富な経験および幅広い知見を当社の監査に反映していただけると判断し、社外監査役に選任しております。 (独立役員に指定した理由) ・当社主要取引銀行である株式会社三菱東京UFJ銀行に勤務しておりましたが、退職後10年以上経過しており同行の意向に影響される立場にはないこと、また、平成25年8月20日時点における同行からの借入金が全体の20%未満であり、他の資金調達先である金融機関と比較しても突出していないことから、同行の当社に与える影響度は低いものと考えております。 ・当社株主である名古屋中小企業投資育成株式会社に勤務しておりましたが、退職後10年以上経過しており同社の意向に影響される立場にはないこと、また、平成25年8月20日時点における同社の持株比率は10%未満であり、同社の当社に与える影響度は低いものと考えております。 以上のことを踏まえ、独立性が保たれており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定いたしました。
長井 和男	○	——	公認会計士・税理士としての専門的な知識と豊富な経験等を当社の監査に反映していただけると判断し、社外監査役に選任しております。 (独立役員に指定した理由) 過去、現在における当社との関係を総合的に勘案した結果、独立性が保たれており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定いたしました。
鈴木 智洋		鈴木智洋氏は弁護士であり、同氏がパートナーである後藤・鈴木法律事務所の所長後藤武夫氏と当社は顧問弁護士契約を締結しております。	弁護士としての法律知識や豊富な経験に基づく助言等により、特に当社のコンプライアンス体制の充実に資することを期待しております。 過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 なお、一般株主と利益相反の生じるおそれがある独立性基準に該当するため、独立役員としては指定しておりません。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2 名

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当事項に関する補足説明

現時点では施策の有効性について検討している段階です。

ストックオプションの付与対象者

該当事項に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当事項に関する補足説明

平成26年8月期における取締役に対する報酬の内容は次のとおりであります。

取締役 5名 51,903千円

（注）1 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額7,144千円を含んでおります。

2 上記人数には、平成25年11月13日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬の決定につきましては、社内内規に基づき、役付ごとの月額報酬の上限を定め、この上限内で会社の業績や経済情勢及び在任期間等を考慮して取締役会において決定しております。また、監査役の報酬の決定につきましては、社内内規に基づき、監査役会において決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

内部監査室が、会計監査人、常勤監査役と常に連携を取りながら内部監査を実施しており、内部監査室が単独で内部監査を実施した場合は、常勤監査役に内部監査報告書を提出しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

・取締役会は、原則毎月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、取締役会のほかに業務遂行上の意思決定機関には、毎月1回開催の経営執行会議があります。取締役会が会社の重要事項の決定機関であるのに対し、経営執行会議は、経営戦略を総合的に論議、策定、推進を行い経営の具体的執行の責任を持つ機関となります。会社の業績や財産に与える影響が非常に大きい事項および取締役と会社の利害調整が必要な事項など法令や定款に定められた事項については、内容により経営執行会議の審議を経た後、取締役会で決定しております。なお、当社グループ間の意思の統一、情報の共有化の観点から子会社の役員が審議内容に応じて経営執行会議のメンバーとして参加することが可能です。

経営執行会議では、使用人兼務取締役は部門長としての立場から審議に加わりますが、取締役会においては、各取締役は担当部門を離れて経営的見地から発言することが原則となっており、取締役相互のチェック機能が働く仕組みになっております。

・当社は監査役制度を採用しており、監査役（非常勤監査役を含む）は、毎月開催される取締役会に出席して、会社法に基づく取締役の職務の執行ならびに業務や財政状況を監査するとともに、積極的に取締役との意見交換を行っております。また、監査役は、可能な限り監査法人が実施する会計監査や内部監査室が実施する内部監査に同行し、監査法人や内部監査担当者との情報交換により内部統制システムの有効性の確認に務めております。

・当社は、五十鈴監査法人と監査契約を結んでおり、公正な立場から監査が実施される環境を整え、財務諸表の信頼性を確認しております。なお、業務を執行した公認会計士の氏名は次のとおりであり、そのほか監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士3名およびその他1名となっております。

指定社員・業務執行社員 太田 豊
指定社員・業務執行社員 西野 賢也

・内部監査につきましては、営業部門、管理部門とは独立した社長直轄の内部監査室が担当し、各部門への牽制と業務の適正な運営、改善を図るため、計画的な内部監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、重要な意思決定を行う際は、監査役3名（全員社外監査役）が出席する取締役会で審議の上、決定しております。社外監査役は豊富な経験及び高い専門性で見識を有しており、客観的・独立的な立場で経営の全般の監視を行っております。

上記観点から経営の監視機能という面では、現状の体制で十分にコーポレート・ガバナンスが機能していると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は8月20日であり、株主総会の集中日と重ならず、多くの株主が株主総会に出席できる環境であると考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、ホームページで公表しております。	
IR資料のホームページ掲載	IRカレンダーに加え、公表している財務データ等の資料を提供いたします。	
IRに関する部署(担当者)の設置	現在は、経営企画部が中心となりIR活動を行っております。将来は専任部署の設置も検討いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	自社ホームページを有効に活用して広く情報を提供してまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長はじめ役員等は、会社の運営において、法令、定款および社内規程の遵守（以下、「コンプライアンス」という）が、利益の確保に先だって必要不可欠であることを認識し、その旨を全社に周知徹底する。
- (2) 取締役会は、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、当社および子会社（以下、「当社グループ」という）の全役員等が職務の執行に当たって指針とすべき「ktkグループ 社員行動規範」を制定し、その遵守、実践を徹底する。
- (3) 当社グループの全役員等が、コンプライアンス違反と思われる行為を発見した場合の報告体制として、通報者の権利保護に万全を期した「リスク通報体制（内部通報制度）」を設置する。
- (4) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携、協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役会その他重要会議等の議事録および重要な稟議書、決裁書類には、議案に係る資料とともに取締役の意見をも極力詳細に記載し、当該情報の主管部門（管理本部総務課）が「文書管理規程」に基づき、適切に保存、管理する。
- (2) 取締役および監査役は必要に応じてこれらの情報を閲覧することができる。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を策定し、当社グループの事業を取り巻く各種リスクについて、各部門が個別に重要なリスク項目を抽出し、その項目ごとに予防策およびリスク発生時の対応策を定める。また、リスクの重要度に応じた「管理基準」を定め、リスク管理のモニタリング「監視活動」体制のあり方についても規定する。
- (2) 抽出された重要なリスク項目は、法的規制その他経営環境やリスク要因の変化に応じて適宜見直しを行うとともに、その適切性、有効性については、内部監査の重点監査対象とする。
- (3) 万一の重大リスク発生に速やかに対処できるよう、代表取締役社長を責任者とする「リスク発生対策委員会」を設置するとともにメンバーを予め定め、非常事態に備える。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 毎期策定される当社グループの年度計画に基づき、それぞれの事業部門の業務執行を委嘱された取締役が、設定された目標達成のための活動を行う。
- (2) 月次の業績は、毎月開催される定例の取締役会での報告に加えて、取締役、執行役員ならびに代表取締役社長が指名する各部門の幹部社員および関係会社の役員を構成員とする「経営執行会議」において、計画と実績の差異を詳細に検証し、職務執行の効率向上と情報の共有化を図る。

5 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「コンプライアンス委員会」の構成員には子会社の役員も含まれる。また「ktkグループ 社員行動規範」および「リスク管理規程」は当社グループ全体に適用され実践される。
- (2) 親会社と子会社間の不適切な取引または会計処理を防止するため、循環取引、架空取引を親会社による内部監査、監査役監査の重点実施項目とし、また子会社の監査役との情報交換および協議を適宜行うことによって業務の適正を確保する。
- (3) 子会社の経営の重要な事項に関しては、「関係会社管理規程」に基づき、当社の事前承認または当社への報告を求めるとともに、各子会社は、業務執行状況・財務状況等を取締役会等を通じて定期的に当社に報告を行う。
- (4) 各子会社の対応窓口（経営企画部）を定め、当該部署が子会社と一定の重要事項について協議・情報交換等を行うことを通じて、当社グループ全体における経営の健全性、効率性の向上を図る。

6 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在は、監査役の職務を補佐する専任補助社員制度はないが、監査役会から要求があった場合には、速やかに当該制度を設置し、取締役からの独立性についても考慮する。

7 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会および経営執行会議その他の重要会議に出席し、重要事項の審議と経営判断の過程を確認するとともに、必要に応じて取締役または関係部門の責任者に説明を求めることができる。
- (2) 当社グループの全役員等は、職務執行に関する重大な法令・定款違反や不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他監査役を求める事項について報告および情報の提供を行わなければならない。
- (3) 内部通報制度は、当社の管理本部長、監査役、顧問弁護士に直接通報でき、情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。

8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長および経営幹部は、監査役と定期的もしくは監査役の求めに応じて随時に会合をもち、経営方針やグループ全体の経営課題、経営環境の変化等について意見の交換を行う。
- (2) 当社グループの全役員等は、監査役会が定めた監査方針、監査計画を尊重し、監査が円滑に遂行されるよう監査環境の整備に協力する。
- (3) 監査役は、必要に応じて会計監査人・弁護士に相談することができ、その費用は会社が負担する。
- (4) 内部監査部門は、常に監査役と緊密な連携をとり、監査役の往査や会計監査人、弁護士等との情報交換の機会設定に協力するとともに、監査役との情報の共有化に努め、グループ全体の業務の適正確保を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、平成20年1月11日に制定した「社員行動規範」において、「反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない」ことを定め、当社グループ全社員に社員教育を実施し周知徹底を図っております。

また、「社員行動規範」において、有事の際は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会が招集され、組織的に対処する体制を構築しております。

さらに、平素から反社会的勢力との関係を遮断するため、管理本部総務課が外部専門機関と連携するとともに、反社会的勢力に関する情報の収集を行い、当社グループ内の各事業所に情報を提供するなど社内体制の整備を行っております。

V その他

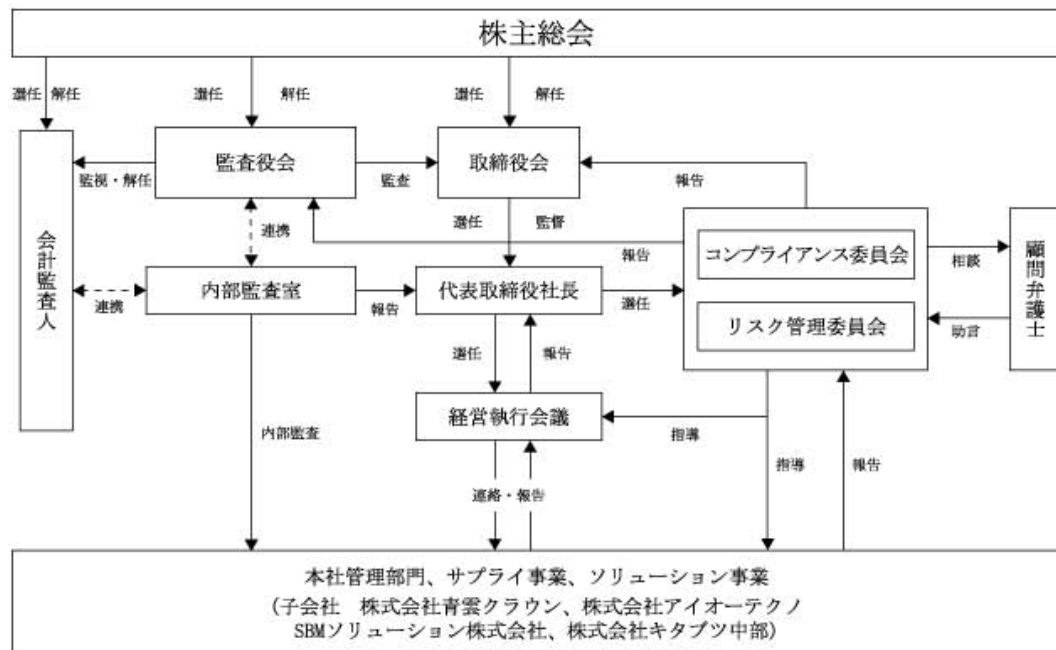
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

個人株主を含めより多くの安定株主と良好な関係を維持することが、最大の防衛策と考えております。なお、具体的な買収防衛策は導入いたしていません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示体制の概要】

